

委員会報告：独立型社会福祉士支援委員会

独立型社会福祉士支援委員会では、公益社団法人日本社会福祉士会「独立型社会福祉士の名簿登録に関する規程」の2016年改正に伴い新設された「更新独立型社会福祉士名簿研修」の承認研修を実施します。

研 修 名：平成28年度 独立型社会福祉士実践報告会in三田

～成年後見人が地域包括ケアシステムの中で担うべき役割を考える～

開催日時：2017年2月19日（日） 13：30～17：00 （受付開始13：15～）

会 場：三田市総合福祉保健センター  
〒669-1514 三田市川除675番地 電話番号 079-559-5700  
※ JR三田駅より神姫バス「天神経由 富士が丘6丁目行」他  
※ 無料駐車場 161台分完備

本研修の詳細は本ホームページ研修情報よりご覧ください。

名簿登録されている会員様をはじめ、独立の有無や社会福祉士会への入会の有無を問わずたくさんの皆様のご来場をお待ちしております。

参考：公益社団法人日本社会福祉士会「独立型社会福祉士の名簿登録に関する規程」  
(名簿登録の有効期間及び更新)

第12条 名簿登録の有効期間は、名簿登録確定年度から5年度間(登録確定年度を含む)とする。ただし、登録の抹消又は削除されたときは、名簿登録の有効期間にかかわらず、抹消又は削除の日をもって終了するものとする。

2 名簿登録の更新を希望する者は、「独立型社会福祉士名簿登録更新申請書」(様式第1号)により更新申請をすることができる。

3 名簿登録の更新を希望する者は、第3条に定める登録要件のほか、次に各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 名簿登録の有効期間に第15条に定める名簿登録者の義務を遵守していること。

(2) 名簿登録の有効期間に本会及び都道府県社会福祉士会が主催する独立型社会福祉士に関する研修等を1回以上修了していること。

4 更新にかかる申請手続きについては、第8条から第11条までの規定を準用する。